

琉球大学大学院保健学研究科規程

〔昭和61年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）及び琉球大学学位規則に定めるもののほか、琉球大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、広い視野に立って精深な学識を授け、心身ともに豊かな健康・長寿に資する高度な研究能力を有する保健学分野の研究者及び指導者を養成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に、次の教育研究領域、教育研究分野を置く。

博士前期課程

保健学専攻 人間健康開発学領域 学校保健学，精神保健看護学，人間行動科学，母子看護学，高齢期看護学，成人看護学，生体情報解析学，生体代謝学，生体機能学

国際島嶼保健学領域 環境保健学，小児保健学，地域看護学，基礎看護学，血液免疫学，保健微生物学，形態病理学，女性保健看護学

博士後期課程

保健学専攻 人間健康開発学領域 健康増進開発学，健康長寿看護学，人間行動開発学，母子支援看護学，高齢期支援看護学，緩和看護学，生理機能解析学，生体代謝解析学，生体機能解析学

国際島嶼保健学領域 国際環境保健学，国際小児保健学，島嶼地域看護学，国際看護学，血液免疫解析学，形態病態解析学，国際女性保健学

(指導教員)

第3条 学生の研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

2 博士前期課程及び博士後期課程の指導教員は、教育研究分野を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、博士前期課程では研究科委員会で認めた准教授をもって充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものとする。

4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることがある。

(教育方法の特例)

第3条の2 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特に必要と認め

る場合に限り、別に定める特定の時間に行うことができる。

(授業科目及び履修方法)

第4条 研究科における授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 毎年度に開講する授業科目の内容、評価方法等は、学年の始めに授業科目日程・内容(シラバス)により公示する。
- 3 学生は別表に掲げるところにより、所定の単位を修得しなければならない。
- 4 学生は履修しようとする授業科目を当該科目担当教員の承認を得て、各学期に所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第5条 学生は、研究科委員会の承認を得て、学則第27条の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で第4条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第6条 学生は、研究科委員会の承認を得て、学則第28条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(研究課題)

第7条 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の承認を得て研究課題を定め、研究科長に届けなければならない。

(単位の認定)

第8条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第9条 学位論文の提出及び最終試験を受ける者は、所定の在学期間中に第4条別表により、博士前期課程にあつては、30単位以上を修得している者、博士後期課程にあつては、14単位以上を修得している者とする。

- 2 学位論文は、所定の期日までに指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。
- 3 学位論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項は別に定める。

(修了の要件)

第10条 課程修了の要件は、博士前期課程では大学院に2年以上在学し、第4条別表により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。博士後期課程では、大学院に3年以上在学し、第4条別表により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門看護師に関する履修科目等)

第 11 条 専門看護師受験資格取得に関する履修科目，履修方法については，別に定める。

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は，昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 6 日)

この規程は，平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 11 月 4 日)

この規程は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 1 月 6 日)

この規程は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 10 月 1 日)

この規程は，平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 3 日)

この規程は，平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 9 月 22 日)

この規程は，平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 21 日)

この規程は，平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 21 日)

この規程は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 21 日)

この規程は，平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 11 月 6 日)

この規程は，平成 14 年 11 月 6 日から施行し，平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 11 月 5 日)

この規程は，平成 15 年 11 月 5 日から施行し，平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 11 日）

この規程は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 1 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日）

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 19 年 3 月 31 日に保健学研究科の保健学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
3. 保健学研究科の保健学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に保健学研究科保健学専攻に在学していた者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 5 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付表

専門看護師教育課程対応授業科目

【がん看護専攻教育課程】

区 分	授 業 科 目	対象年次	単 位	備 考
共 通 科 目	看 護 管 理 学 特 論	1	2	
	看 護 理 論 特 論	1	2	
	看 護 研 究 特 論	1	2	
	コ ン サ ル テ ー シ ョ ン 論	1	2	
	小 計		8	
専攻分野共通科目	が ん 治 療 学 特 論	1, 2	2	
	成 人 看 護 学 特 論	1, 2	2	
	成 人 看 護 学 特 別 演 習	1, 2	2	
	が ん 看 護 援 助 特 論	1, 2	2	
	小 計		8	
専攻分野専門科目	緩 和 ケ ア 特 論	1, 2	2	
	緩 和 ケ ア 特 別 演 習	1, 2	2	
	小 計		4	
実 習 科 目	成 人 看 護 学 特 別 実 習	2	6	
	小 計		6	
	合 計		26	

【地域看護専攻教育課程】

区 分	授 業 科 目	対象年次	単位	備 考
共通必修科目	看護管理学特論	1	2	
	看護理論特論	1	2	
	看護研究特論	1	2	
	コンサルテーション論	1	2	
	小 計		8	
専攻分野共通科目	地域看護学特論	1	2	
	地域看護学特別演習	1	2	
	小 計		4	
専攻分野専門科目	公衆衛生看護活動特論Ⅰ	1, 2	2	
	公衆衛生看護活動特論Ⅱ	1, 2	2	
	公衆衛生看護活動特論Ⅲ	1, 2	2	
	地域看護管理学特論	1, 2	2	
	小 計		8	
実 習 科 目	公衆衛生看護学特別実習	1, 2	6	
	小 計		6	
	合 計		26	

別表（第4条関係）博士前期課程

専攻名	教育研究領域	授業科目	年次及単位			
			1年～2年	単位		
保健学専攻	共通必修	保健学研究方法	1	2		
		保健学特論	1	2		
	人間健康開発学領域	学校保健学特論	1,2	2		
		学校保健学特別演習	1,2	2		
		精神保健看護学特論	1,2	2		
		精神保健看護学特別演習	1,2	2		
		人間行動科学特論	1,2	2		
		人間行動科学特別演習	1,2	2		
		母子看護学特論	1,2	2		
		母子看護学特別演習	1,2	2		
		高齢期看護学特論	1,2	2		
		高齢期看護学特別演習	1,2	2		
		成人看護学特論	1,2	2		
		成人看護学特別演習	1,2	2		
		生体情報解析学特論	1,2	2		
		生体情報解析学特別演習	1,2	2		
		生体代謝学特論	1,2	2		
		生体代謝学特別演習	1,2	2		
		生体分析学特論	1,2	2		
		生体分析学特別演習	1,2	2		
		生体機能学特論	1,2	2		
		生体機能学特別演習	1,2	2		
		特別研究	1,2	8		
		専門看護師教育課程対応授業科目（付表のとおり）				
		国際島嶼保健学領域	環境保健学特論	1,2	2	
			環境保健学特別演習	1,2	2	
			小児保健学特論	1,2	2	
			小児保健学特別演習	1,2	2	
	地域看護学特論		1,2	2		
	地域看護学特別演習		1,2	2		
	基礎看護学特論		1,2	2		
	基礎看護学特別演習		1,2	2		
	血液免疫学特論		1,2	2		
	血液免疫学特別演習		1,2	2		
	保健微生物学特論		1,2	2		
	保健微生物学特別演習		1,2	2		
	形態病理学特論		1,2	2		
	形態病理学特別演習		1,2	2		
	女性保健看護学特論		1,2	2		
	女性保健看護学特別演習		1,2	2		
	アジア・太平洋地域の保健医療		1,2	2		
	特別研究		1,2	8		
専門看護師教育課程対応授業科目（付表のとおり）						

修了に必要な履修単位数

必修 16単位

保健学研究方法 2単位
 保健学特論 2単位
 特論 *2単位
 特別演習 *2単位
 特別研究 *8単位

（*当該指導教員が提供する科目）

選択 14単位以上

所属する教育研究領域から 8単位以上
 （当該指導教員が提供する特論および特別演習各2単位はこれに含めない。）
 他の領域から **6単位以上
 （**専門看護師教育課程を選択する者は、当該単位の専門看護師教育課程の開設科目の特論を含むことができる。）

計30単位以上

注：専門看護師教育課程を選択する者は、「専門看護師受験資格取得に関する取扱細則」を参照のこと。

別表（第4条関係）博士後期課程

専攻名	教育研究領域	授業科目	年次及単位		
			1年～2年	単位	
保健学専攻	共通必修	保健学特別講義	1	2	
		人間健康開発学特論	1	2	
	人間健康開発学領域	健康増進開発学特論	1, 2	2	
		健康長寿看護学特論	1, 2	2	
		人間行動開発学特論	1, 2	2	
		母子支援看護学特論	1, 2	2	
		高齢期支援看護学特論	1, 2	2	
		緩和看護学特論	1, 2	2	
		生理機能解析学特論	1, 2	2	
		生体代謝解析学特論	1, 2	2	
		生体機能解析学特論	1, 2	2	
		特別研究Ⅰ	1	4	
		特別研究Ⅱ	2	4	
		国際島嶼保健学領域	国際島嶼保健学特論	1	2
			国際環境保健学特論	1, 2	2
			国際小児保健学特論	1, 2	2
	島嶼地域看護学特論		1, 2	2	
	国際看護学特論		1, 2	2	
	血液免疫解析学特論		1, 2	2	
	形態病態解析学特論		1, 2	2	
	国際女性保健学特論		1, 2	2	
	特別研究Ⅰ		1	4	
	特別研究Ⅱ		2	4	

修了に必要な履修単位数 必修14単位

<人間健康開発学領域>

保健学特別講義 2単位
 人間健康開発学特論 2単位
 特論 *2単位
 特別研究 *8単位

(*当該指導教員が提供する科目)

<国際島嶼保健学領域>

保健学特別講義 2単位
 国際島嶼保健学特論 2単位
 特論 *2単位
 特別研究 *8単位

(*当該指導教員が提供する科目)